

刑事指導員制度実施要綱の制定について（通達）

（昭和52年3月16日佐警本例規（捜一）第2号）

刑事指導員制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、刑事係と地域係の緊密な連携を基本として、地域警察官の刑事実務能力を高め、各種刑事関係の事件・事故を適切かつ迅速に処理するための制度的な指導教養について必要な事項を定めることを目的とする。

（指導員の指定）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、刑事係幹部又は刑事係員のうち、刑事指導に必要な指導力と刑事実務の経験を有する者を指導員として指定するものとする。

2 署長は、指定した指導員が昇任、配置換、病気療養、その他の事情等により、指導に従事できなくなったときは、他の者を指導員に指定するものとする。

（被指導員の指定）

第3条 署長は、原則として実務経験3年未満の地域警察官を刑事指導を受ける者（以下「被指導員」という。）に指定するものとする。

（指導員・被指導員の配置基準）

第4条 署長は、前2条の規定による指導員及び被指導員の指定にあたっては、管内の犯罪情勢及び署員数等を勘案し、指導員1名に対し、被指導員1名ないし2名をあてるよう配慮するものとする。

（指導期間）

第5条 被指導員が指導を受ける期間は、原則として1年間とする。

2 署長は、指導の進捗状況その他の事情を考慮し、必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

（指導事項）

第6条 指導員が指導する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被指導員が取扱う刑事関係の事件・事故の現場観察、聞込等一連の初期的捜査活動の実施指導
- (2) 被指導員が取扱った事件・事故に関して作成した捜査書類の点検指導

（指導要領）

第7条 指導は、被指導員の勤務日において、通常の執行務中に発生した事案を通じて行うこととし原則として、1回おおむね2時間以内とする。ただし、事件・事故の規模及び捜査状況等に応じて、指導の時間を延長又は短縮することができる。

(指導員の責務)

第8条 指導員は、指導教養が効果的に行われるように、常に他の刑事係幹部、地域警察幹部及び指導員相互間の連携を緊密にするとともに自己研さんに努めるものとする。

(指導員に対する協力)

第9条 警察署の各級幹部は、指導員の指導が効果的かつ円滑に推進できるよう、所掌事務に関する必要な資料を提供し、又は指導、助言を行う等積極的に協力するものとする。

(指導員に対する教養の実施)

第10条 警察本部長は、指導員の刑事指導に関する知識・技能の向上と指導力を養成するため、指導員に対する教養を計画的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。